

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人鹿児島大学の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当（ボーナス）において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に学長が定める割合を増減できるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成24年7月1日から特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して報酬月額を9.77%引下げた。平成24年12月期の期末特別手当から9.77%引下げた。

理事

平成24年7月1日から特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して報酬月額を9.77%引下げた。平成24年12月期の期末特別手当から9.77%引下げた。

理事(非常勤)

改定なし

監事

平成24年7月1日から特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して報酬月額を9.77%引下げた。平成24年12月期の期末特別手当から9.77%引下げた。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	16,008	11,727	4,281	0		25.3.31	
A理事	11,834	8,625	3,148	60 (通勤手当)		25.3.31	
B理事	10,800	8,629	2,046	124 (通勤手当)	24.4.2	25.3.31	※
C理事	11,910	8,625	3,148	135 (通勤手当)		25.3.31	
D理事	11,798	8,625	3,148	24 (通勤手当)		25.3.31	
E理事	11,617	8,002	3,066	547 (広域手当) (通勤手当)		25.3.31	◇
F理事 (非常勤)	320	320	0	0		25.3.31	
A監事	10,973	8,002	2,921	49 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	990	990	0	0			

※ 広域異動手当とは、国の機関・独立行政法人職員等から引続き役員となった者で、異動等前後の官署間の距離及び異動等の直前の住居と異動等の直後の官署との間の距離がいずれも60Km以上である場合に支給されるものである。

※ 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

※ 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
A理事	2,328 (43,701)	2 (33)	0 (0)	H24.3.31		増額及び減額なし(経営協議会に諮り学長が決定)	
理事 (非常勤)						該当者なし	
監事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

※ 「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

※ 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

※ A理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・簡素化を行い、職員の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学の実情を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評価の結果等を基礎資料とした勤務成績により、昇給、特別昇給、昇格及び勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
特別昇給	勤務評価の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。
昇格	特に勤務成績が優秀で、且つ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。勤務成績不良等の場合には、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

■特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

・実施期間:平成24年7月～平成26年3月

・本給表関係の措置の内容:

一般職本給表(一)2級以下、一般職本給表(二)3級以下、海事職本給表(一)2級以下、
海事職本給表(二)3級以下及び教育職本給表(一)2級以下について4.77%引下げ。

一般職本給表(一)3級以上6級以下、一般職本給表(二)4級以上、海事職本給表(一)
3級以上5級以下、海事職本給表(二)4級以上及び教育職本給表(一)3級以上4級
以下について7.77%引下げ。

一般職本給表(一)7級以上、海事職本給表(一)6級以上及び教育職本給表(一)5級
以上について9.77%引下げ。

・諸手当関係の措置の内容:

管理職手当について10%引下げ。

期末手当及び勤勉手当について9.77%引下げ。

・国と異なる措置の概要:

医療職本給表(一)、医療職本給表(二)、教育職本給表(二)、教育職本給表(三)、
特任職員及び非常勤職員については適用除外。

(役員について)

・実施期間:平成24年7月～平成26年3月

・本給表関係の措置の内容:

9.77%引下げ。

・諸手当関係の措置の内容:

期末特別手当 9.77%引下げ。

・国と異なる措置の概要:

非常勤役員については適用除外。

■平成23年人事院勧告に関連して、以下の措置を講ずることとした。(平成24年7月1日施行)

・中高年齢層(40歳台以上)の職員の本給表を平均0.23%引下げ。

・平成18年4月の切替措置に伴う現給保障額について、0.48%引下げ。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1901	歳 44.6	千円 6,203	千円 4,651	千円 43	千円 1,552
事務・技術	人 448	歳 43.0	千円 4,941	千円 3,738	千円 56	千円 1,203
教育職種 (大学教員)	人 901	歳 48.8	千円 7,539	千円 5,610	千円 41	千円 1,929
医療職種 (病院看護師)	人 347	歳 37.9	千円 4,761	千円 3,611	千円 34	千円 1,150
技能・労務職種	人 13	歳 57.2	千円 4,769	千円 3,612	千円 53	千円 1,157
海事職種	人 15	歳 43.2	千円 6,369	千円 4,793	千円 0	千円 1,576
海技職種	人 21	歳 44.3	千円 5,016	千円 3,791	千円 0	千円 1,225
教育職種 (附属高校教員)	人 21	歳 38.0	千円 6,595	千円 5,044	千円 60	千円 1,551
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 55	歳 37.6	千円 5,981	千円 4,559	千円 32	千円 1,422
医療職種 (病院医療技術職員)	人 80	歳 41.3	千円 5,037	千円 3,809	千円 52	千円 1,228

※常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

※「医療職種(病院医師)」は該当者がいないため省略した。

※「技能・労務職種」とは、実験助手、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、園丁、洗濯員の業務を行う職種を示す。

※「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

※「海技職種」とは、小型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

※「教育職種(附属高校教員等)」には、特別支援学校教員を含む。

※「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

任期付職員	人 24	歳 45.5	千円 6,028	千円 4,545	千円 28	千円 1,483
特任職員	人 19	歳 45.2	千円 5,966	千円 4,453	千円 36	千円 1,513
特任職員(年棒制)	人 5	歳 46.3	千円 6,264	千円 4,896	千円 0	千円 1,368

※「特任職員」とは、学長が必要と認める特別な任務に従事させるため、期間を定めて雇用する職員を示す。

再任用職員	人 6	歳 62.7	千円 3,134	千円 2,672	千円 33	千円 462
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
海技職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

※事務・技術、医療職種(病院看護師)、技能・労務職種、海技職種及び医療職種(病院医療技術職員)について該当者がそれぞれ2名以下であるため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

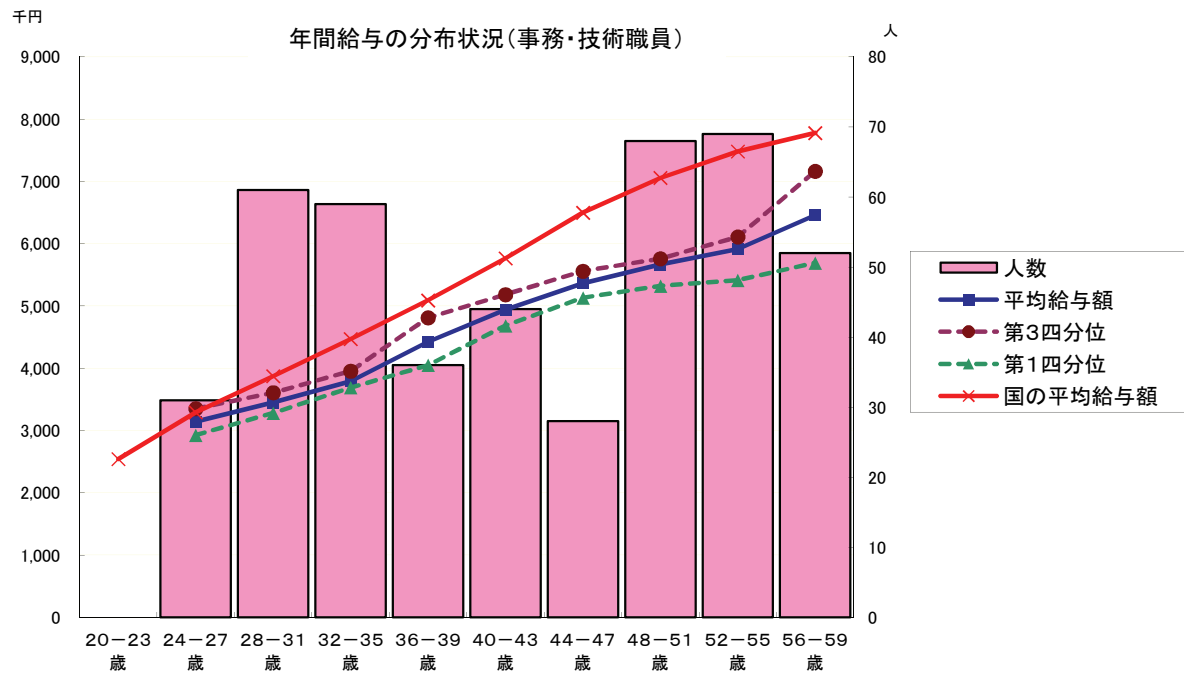
	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	222	34.4	3,491	2,718	39	773
事務・技術	53	45.5	2,872	2,319	40	553
教育職種 (大学教員)	2					
医療職種 (病院医師)	7	29.5	3,446	3,446	27	0
医療職種 (病院看護師)	97	28.2	3,693	2,805	19	888
技能・労務職種	12	52.2	3,078	2,313	65	765
医療職種 (病院医療技術職員)	51	30.8	3,790	2,921	70	869

※教育職種(大学教員)について該当者が2名であるため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
年棒制適用者	5	46.3	6,264	4,896	0	1,368
特任職員(年棒制)	5	46.3	6,264	4,896	0	1,368

※「在外職員」は、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員及び任期付職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



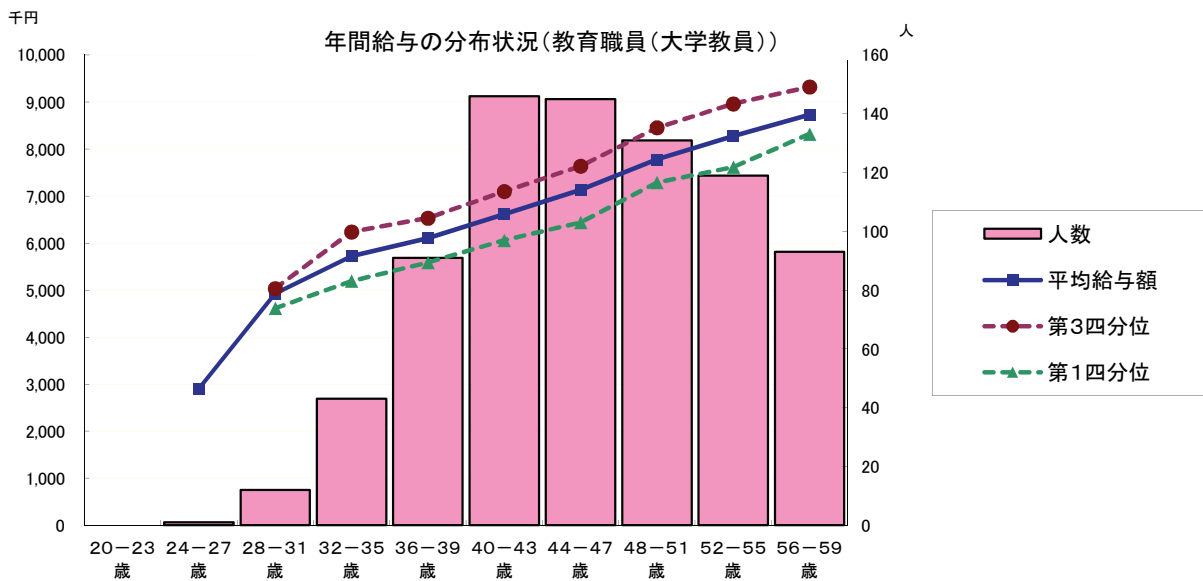
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円
部長	9	56.6	7,708	9,161
課長	28	55.8	6,826	7,241
課長補佐	36	53.6	5,890	6,165
係長	167	49.0	5,177	5,634
主任	49	42.5	4,304	5,087
係員	159	31.4	3,283	3,824

※上記分布状況中、20歳～23歳の該当者は0人であるため表示していない。

※「課長」には事務長を含む。また、「課長代理」とは課長補佐相当職のことである。

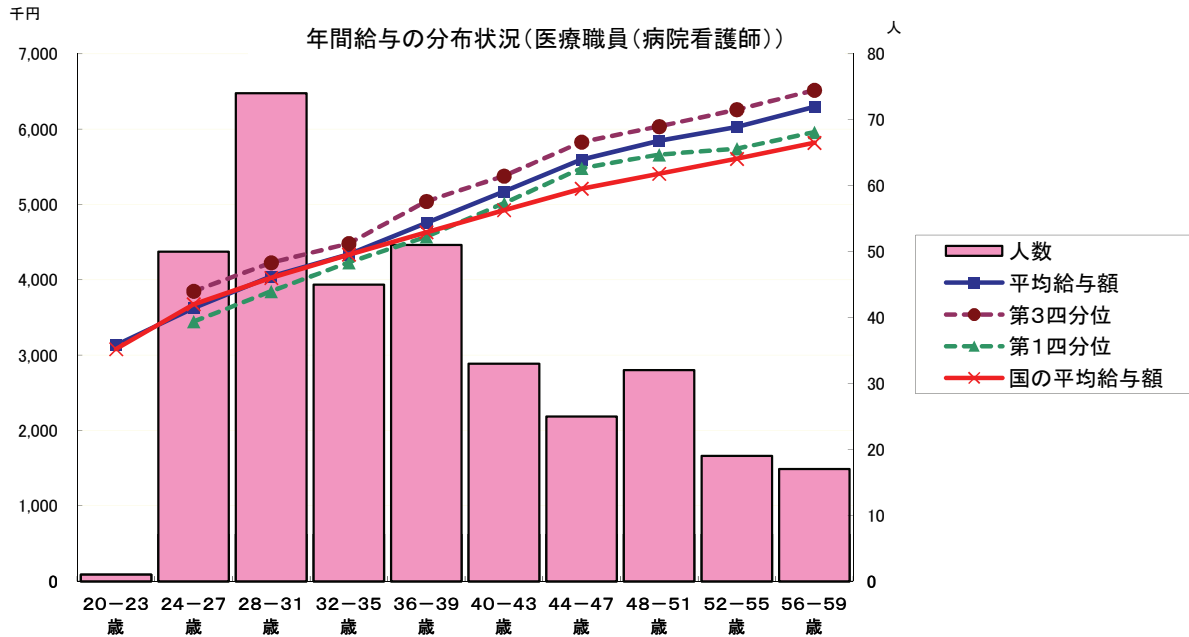


(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	325	55.7	8,506	8,947	9,350
准教授	275	46.5	6,914	7,237	7,709
講師	75	47.8	6,633	7,019	7,446
助教	218	42.0	5,590	5,927	6,337
助手	3	44.2	—	5,408	—
教務職員	5	43.1	4,550	4,641	5,137

※上記分布状況中、20歳～23歳の該当者は0人であるため表示していない。

※助手の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—
副看護部長	4	54.8	—	7,155	—
看護師長	28	51.6	6,010	6,179	6,302
副看護師長	61	44.4	5,137	5,461	5,828
看護師	253	34.5	3,850	4,336	4,744

※「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

※「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	係長・課長代理	課長代理・課長	課長・部長
人員(割合)	448人	30人 (6.7%)	140人 (31.3%)	186人 (41.5%)	44人 (9.8%)	22人 (4.9%)	20人 (4.5%)
年齢(最高～最低)		42歳 ～ 24	41歳 ～ 27	59歳 ～ 36	59歳 ～ 45	59歳 ～ 50	59歳 ～ 48
所定内給与年額(最高～最低)		3,030千円 ～ 2,042	3,678千円 ～ 2,274	4,864千円 ～ 2,940	4,957千円 ～ 4,057	5,483千円 ～ 4,161	6,238千円 ～ 5,223
年間給与額(最高～最低)		3,905千円 ～ 2,700	4,729千円 ～ 2,991	6,320千円 ～ 3,832	6,685千円 ～ 5,549	7,194千円 ～ 5,732	8,146千円 ～ 6,826

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長			
人員(割合)	6人 (1.3%)	()%	()%	()%
年齢(最高～最低)	59歳 ～ 51	—	—	—
所定内給与年額(最高～最低)	7,507千円 ～ 5,855	—	—	—
年間給与額(最高～最低)	9,995千円 ～ 7,995	—	—	—

※8・9・10級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	901人	5人 (0.6%)	221人 (24.5%)	75人 (8.3%)	277人 (30.7%)	323人 (35.8%)	()%
年齢(最高～最低)		56歳 ～ 25	64歳 ～ 29	64歳 ～ 32	64歳 ～ 31	64歳 ～ 41	—
所定内給与年額(最高～最低)		4,191千円 ～ 2,206	5,401千円 ～ 3,318	6,167千円 ～ 3,535	6,528千円 ～ 3,850	8,259千円 ～ 4,805	—
年間給与額(最高～最低)		5,599千円 ～ 2,902	6,904千円 ～ 4,406	8,157千円 ～ 4,721	8,641千円 ～ 5,115	11,232千円 ～ 6,632	—

※6級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位			看護師	副看護師長	看護師長・ 副看護部長	副看護部長	看護部長	
人員 (割合)	347		253 (72.9%)	64 (18.4%)	25 (7.2%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	(%)
年齢(最高 ～最低)		歳	59 ～ 23 歳	59 ～ 31 歳	58 ～ 46 歳	57 ～ 52 歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	4,490 ～ 2,371 千円	4,860 ～ 3,047 千円	4,956 ～ 4,249 千円	5,501 ～ 5,287 千円	千円	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	5,960 ～ 3,133 千円	6,404 ～ 4,079 千円	6,846 ～ 5,681 千円	7,236 ～ 6,978 千円	千円	千円

※1級及び7級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

※6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 65.5	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 34.5	% 35.8
	最高～最低	% 48.3～32.7	% 44.9～30.2	% 45.0～31.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 67.5	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 32.5	% 33.7
	最高～最低	% 41.1～31.8	% 38.3～29.0	% 39.7～30.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	% 65.9	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.5	% 34.1	% 35.8
	最高～最低	% 48.5～33.0	% 45.5～30.1	% 45.3～31.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.4	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 32.6	% 33.9
	最高～最低	% 44.8～32.1	% 41.4～29.6	% 43.1～30.9

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.1	% 63.6	% 62.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.9	% 36.4	% 37.6
	最高～最低	% 45.2～33.9	% 45.5～31.9	% 45.3～34.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.8	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.2	% 34.4
	最高～最低	% 41.1～32.0	% 38.3～29.3	% 39.7～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	83.5
対他の国立大学法人等	92.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	91.4
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	103.4
対他の国立大学法人等	96.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	83.5
	参考	地域勘案 90.9 学歴勘案 82.9 地域・学歴勘案 90.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.62% (国からの財政支出額 19,345,384,000円、支出予算の総額 50,096,954,000円:平成24年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算) 【検証結果】 本学では、国家公務員給与を準拠し、「行政改革の重要方針」を踏まえた人件費削減も中期計画に定め取り組んでおり、適切と考えられる。	
講ずる措置	引き続き国の施策を踏まえ、人件費の抑制に努める	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	103.4
	参考	地域勘案 105.9 学歴勘案 103.1 地域・学歴勘案 105.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	医療職員については特例法に基づく国家公務員の給与の見直しにかかる減額を実施していないため。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	上記事務・技術職員と同様	
講ずる措置	引き続き国の施策を踏まえ、人件費の抑制に努める	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

92.3

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,559,975	千円 15,144,307	千円 (%) △ 584,332 (△3.9)	千円 (%) △ 641,449 (△4.2)
退職手当支給額 (B)	千円 1,796,347	千円 1,508,061	千円 (%) 288,286 (19.1)	千円 (%) 53,083 (3.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,875,684	千円 4,437,421	千円 (%) 438,263 (9.9)	千円 (%) 764,661 (18.6)
福利厚生費 (D)	千円 2,471,910	千円 2,415,876	千円 (%) 56,034 (2.3)	千円 (%) 188,228 (8.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 23,703,918	千円 23,505,666	千円 (%) 198,252 (0.8)	千円 (%) 364,524 (1.6)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

- ・「給与、報酬等支給総額」については、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関して、役員6,198千円、事務・技術143,933千円、教育職種(大学教員)441,617千円、技能・労務職種2,835千円、海事職種5,875千円、海技職種5,837千円の減額等により3.9%の減となった。
- ・「最広義人件費」については、上記「給与、報酬等支給総額」の減、退職者増に伴う退職給付金の増、非常勤職員の増加並びに掛率の改正による福利厚生費の増により約0.8%の増となった。

②退職手当支給額の要因の分析について

- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、事務・技術14,437千円、教育職種(大学教員)65,070千円、医療職種(病院看護師)4,277千円及び医療職種(病院医療技術職員)3,291千円等合計97,039千円の減額となった。

③非常勤役職員について

- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、合計386千円の減額となった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について、国家公務員退職手当法に準じた調整率(100分の87)を乗ずるとともに、平成25年1月1日から同年9月30日までの間における調整率を100分の98とし、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における調整率を100分の92とする経過措置を設けた。